

電子提供制度の施行に伴い本投資法人規約に定められたものとみなされる事項について

日本プライムリアルティ投資法人

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第 71 号）第 10 条第 9 項の定めに基づき 2022 年 9 月 1 日をもって、本投資法人規約に、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされております。

以上